

(質問①)

研修・訓練については新興感染症等に関する知識の向上を目的とした研修の受講のみの場合でも、研修の参加と見なしカウントしてよいでしょうか？

(回答)

研修の内容については、新興感染症患者の受入に限定せず、知識の向上を目的とした研修を受講した場合であっても、研修に参加したと見なし、カウントして結構です。なお、「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」や「都道府県、保健所 設置市及び特別区予防計画作成の手引き」においては、研修や訓練について以下のとおりお示ししております。下記内容も踏まえ、医療措置協定の内容に資すると判断できるのであれば、該当すると考えていただいて差し支えないものと考えます。

【参考1「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001271041.pdf>

(抜粋)

「研修」や「訓練」については、感染症法に基づく予防計画の「感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項」とも関係があるものであり、「都道府県、保健所設置市及び特別区予防計画作成の手引き」の当該内容を参照いただき、自医療機関で実施する、あるいは、都道府県等の自治体を含む外部の機関が実施するものに参加させること。

【参考2「都道府県、保健所設置市及び特別区予防計画作成の手引き」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001101172.pdf>

- 協定医療機関の研修と訓練への参加又は実施を年1回以上とする。数値目標としては都道府県内の協定締結医療機関の全てが、研修及び訓練それぞれの実施又は国や国立感染症研究所、都道府県、他の医療機関等が実施する研修や広域的な人材派遣が想定されるDMATの研修及び訓練それぞれに職員を参加させることとなる。
- 数値目標の達成状況の把握においては、研修を実施した回数ではなく、各協定締結医療機関が年1回以上研修と訓練を実施又は参加させたかどうかを把握し、全ての医療機関が実施又は参加させることが目標である。
- 研修・訓練の内容については、PPEの着脱や検体採取、その他院内感染対策について、研修・訓練、加えて病床確保の協定を締結する医療機関にあっては、病床確保に当たってのシフトや応援に係る訓練・点検、院外から移送された患者の受入れの流れを考慮した訓練等を想定する。

(質問②) 薬局・訪問看護事業所のみ該当

薬局・訪問看護事業所においては下記の解釈でよいでしょうか？

・薬局→薬連強の届出をされている薬局については、連携強化加算の施設基準となる感染症対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を実施している場合は実施有として可。

・訪問看護事業所→令和 3 年度介護報酬改定で義務化された感染症対策に関する訓練・研修を実施している場合は実施有として可。

(回答)

「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」や「都道府県、保健所設置市及び特別区予防計画作成の手引き」においては、研修や訓練について以下のとおりお示ししております。下記内容も踏まえ、医療措置協定の内容に資すると判断できるのであれば、該当すると考えていただいて差し支えないものと考えます。

【参考 1 「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001271041.pdf>

(抜粋)

「研修」や「訓練」については、感染症法に基づく予防計画の「感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項」とも関係があるものであり、「都道府県、保健所設置市及び特別区予防計画作成の手引き」の当該内容を参照いただき、自医療機関で実施する、あるいは、都道府県等の自治体を含む外部の機関が実施するものに参加させること。

【参考 2 「都道府県、保健所設置市及び特別区予防計画作成の手引き」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001101172.pdf>

○ 協定医療機関の研修と訓練への参加又は実施を年 1 回以上とする。数値目標としては都道府県内の協定締結医療機関の全てが、研修及び訓練それぞれの実施又は国や国立感染症研究所、都道府県、他の医療機関等が実施する研修や広域的な人材派遣が想定される DMA T の研修及び訓練それぞれに職員を参加させることとなる。

○ 数値目標の達成状況の把握においては、研修を実施した回数ではなく、各協定締結医療機関が年 1 回以上研修と訓練を実施又は参加させたかどうかを把握し、全ての医療機関が実施又は参加させることが目標である。

○ 研修・訓練の内容については、PPE の着脱や検体採取、その他院内感染対策について、研修・訓練、加えて病床確保の協定を締結する医療機関にあっては、病床確保に当たってのシフトや応援に係る訓練・点検、院外から移送された患者の受入りの流れを考慮した訓練等を想定する。